## 固定資産税の非課税申告について

美郷町で固定資産税の非課税適用を受けようとする場 合には、固定資産税の非課税適用申告書に必要書類を添 えて提出してください。また、すでに固定資産税の非課税 適用を受けていたものが、非課税の規定に該当しなくなっ た場合は、固定資産税非課税規定適用除外申告書の提出 をお願いします。

提出期限 1月31日金

#### ■非課税の対象となる主な固定資産

#### ①宗教法人関係

宗教法人がその本来の用に供する境内建物および境 内地

#### ②社会福祉事業関係

政令で定められた社会福祉事業の用に供する固定資産

- ※固定資産とは「土地、家屋、償却資産」のことです。
- ※固定資産によって賃料等を得ているものは、いかなる理 中でも非課税の対象となりません。

問 町税務課 固定資産税班 ☎0187(84)4902

建 設 課

# 水道水の水質検査結果について

仙南地区の水質検査結果(11月26日実施)についてお知らせします。値は国の暫定目標値を大幅に下回っていて、飲用 には差し支えありません。水質検査の結果書原本は町建設課で閲覧できます。

### ■検査箇所および結果

地区	分 類	検査結果値	国暫定目標値	
仙南中央地区 (南除雪センター)	المار المثلا	5ng/l 【前回】5ng/l	50ng/l	
仙南東部地区 (金沢コミュニティセンター)	浄水	10ng/l 【前回】10ng/l	(0.00005mg/l)	

<sup>※</sup>値は有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)の合算です。

#### ■浄水器等購入支援補助金について

仙南地区の水道加入者を対象に、浄水器の購入費用の一部を補助しています。詳細については、下記へお問い合わせす るか町ホームページをご覧ください。

### 補助要件◆次の要件をすべて満たすこと

- ①仙南地区の水道地区の水道加入者
- ②水道を使用していること
- ③町税・各種使用料を滞納していないこと

補助対象◆浄水器、浄水器消耗品、設置工事

補助金額◆補助対象経費の2分の1の額

(上限額5万円)

※メーター口径による

メーター口径	~20mm	~30mm	40mm	50mm∼
補助上限額	5,000円	10,000円	30,000円	50,000円

問 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910



## 知っ得!あんしん!!「認知症予防」32

認知症を予防するには、頭を使い、脳を刺激することが大切です。脳トレをすることで、脳に適度な刺激が加わり、脳が活 性化され、認知機能の低下を防ぐ効果が期待できます。今回は、脳トレの一つ、指遊びについて紹介します。手遊び・指遊び は認知症の予防になり準備の手間がかからず、誰でも楽しめることがポイントです。指遊びは複数の指を同時に使います。 手指や手首に疲れを残さないように、準備体操や終わった後のストレッチをして指の痛みやケガの防止に努めましょう。座 りながら気軽にできます♪

### 指先まわし

- ①両手のひらを向かい合わせて指先同士を合わせます。
- ②親指から順番に指をくるくると回していきます(ほかの指先 は合わせたままで)。





### 指先離し

- ①左右の手のひらを合わせます。
- ②最初は親指を1本ずつ離します(離したらまた①に戻る)。
- ※親指~小指、小指~親指と順番で取り組みましょう(手のひ らを合わせたままで)。





## 指先輪ゴム渡し

- ①片方の手の親指に輪ゴムをかけます。
- ②親指と人差し指を合わせ、手をうまく返しながら、輪ゴムを人差し指側に移動させます。
- ③順番に隣の指に送って、小指まできたらまた親指に向かって戻します
- ※片方の手だけで難しい場合は、もう片方の手で輪ゴムをつかんで移動してみましょう。











問 美郷町地域包括支援センター(町福祉保健課内) ☎0187(84)4907

## 65歳以上の皆さんへ

## シニア元気いきいき券をご活用ください!

シニア元気いきいき券は、町登録済みのはり・きゅう・マッサージ施術所と町内温泉施 設3カ所の、どちらにも使用できる共通券です。普通自動車運転免許を持っていない方は、 タクシーとバスの運賃にも使用できる券を申請することができます。なお、年度中に1回 のみ申請可能です。令和6年度中にいきいき券を受け取り済みの方は申請できません。

**助成内容**◆300円×50枚の助成券 ※利用料金の一部は自己負担とな ります。それぞれ1回の利用で使 用できる枚数が定められていて、 助成券だけで料金の全額を支払 うことはできません。

### 申請方法◆

申請場所	f	必 要 な 物		
美郷町役場	窓口で即日交付をご希望の方	運転免許証、保険証等の本人確認書類(本人以外が申請する 場合は、代理人の方の本人確認書類も必要となります)		
		後日郵送をご希望の方	本人確認書類は不要です。	
六郷·仙南出弘	長所	持ち物は不要です。助成券は後日郵送となります。		

※申請書は申請場所に備え付けてあります。

使用期間は、発行日から令和7年3月31日/月まで(残り約3カ月)となっています。使用期限にご注意の上、ご使用ください。

間 町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907